

第198号
平成26年
3月10日

近畿税政連

税理士会の要望
実現のために
活動しています

発行所 近畿税理士政治連盟／発行人 大高友紀／編集人 後安宏彦
〒540-0012 大阪市中央区谷町1丁目5番4号 電話(06)6944-9040 FAX(06)6944-9050 URL <http://kinzeisei.jp/> e-mail info@kinzeisei.jp



〆ビルとして高さ日本一、あべのハルカス（大阪市阿倍野区）

撮影：仕田原恒雄（住吉支部）

■ 行政不服審査法改正	P 2
■ 第2回川柳・書道コンテストのご案内	P 7

焦 点

税理士法改正法案を含む「所得税法等の一部を改正する法律案」が、2月4日に閣議決定され、同日、国会に提出された。

税理士法改正に関する部分は、第11条に記載されている。そのうち税理士の資格については、税理士法第3条第3項に「第1項第4号に掲げる公認会計士は、公認会計士法第16条第1項に規定する実務補修団体等が実施する研修のうち、財務省令で定める税法に関する研修を修了した公認会計士とする」と追加された。

この研修については、財務省令において①国税審議会が指定する②税法に関する試験科目と同程度の学識を取得することがで

税理士法改正法案を国会に提出

きる研修とする、と規定されている。研修の指定に当たっては、第三者機関である国税審議会税理士分科会がその内容を検証することになるのであるが、我々も、その内容について納得が出来るものであるかを確認していかなければならない。

この法律案は、衆議院財務金融委員会、衆議院本会議、参議院財政金融委員会、参議院本会議で、それぞれ審議・可決され成立することになるのであるが、その審議はインターネット中継されており視聴することができる。

我々は、法案が可決されるまで、国会審議を見守り、特に質疑については、税理士会の意向を尊重しているものであるかなどを確認するとともに、必要であれば陳情を行っていく必要がある。

報告

行政不服審査法改正

近税政幹事長 井戸本恭次

税理士法改正法案が第186回通常国会に「所得税法等の一部を改正する法律案」として上程されたのは周知の通りである。期限切れ法案の一部として提出されており、遅くとも3月28日には参議院本会議において可決確定することになる。税理士会及び税理士が要望する項目が全て取組まれたとは言えないが残された課題については次回の税理士法改正に委ねることとなる。

今国会において提出された法案のうち、税理士業界に大きく影響を与える項目は税制改正法案だけではない。その第一は50年ぶりと言われる行政不服審査法の全面改正である。今回の改正により350余りの関連法の改正が予定されており、そのなかに国税通則法の改正が織り込まれている。

日本税理士会連合会（以下日税連という）は、昨年12月20日付けで総務省に対し「行政不服審査法の改正に伴い国税通則法の改正を求める意見」8項目の意見書を提出した。1月23日には日本税理士政治連盟（以下日税政という）小川令持会長が、地元後援会長と共に新藤義孝総務大臣を訪問し直接8項目の意見陳述を行った。（「税理士界」第1313号）

その後、新藤義孝総務大臣の指示により8項目の意見に対する総務省の回答が、2月18日新藤義孝事務所において、総務省行政局管理官と日税連及び日税政との意見交換のなかで行われた。要望項目のうち特に税理士会が一貫して強く要望してきた「現行通則法上の『異議申立て』を『再調査の請求』として存置し、これと審査請求との選択制とすること」及び「国税審判官の所持する証拠書類の閲覧、謄写を認めること」の2点については法案に組み込み提案するとの回答を得た。（次頁イメージ図参照）

要望8項目は以下の通りである。

1. 現行通則法上の「異議申立て」を「再調査の請求」として存置し、これと審査請求との選択制とすること
2. 不服申立期間を延長すること
3. 標準審理期間を設けること
4. 国税審判官の所持する証拠書類等の閲覧、謄写を認めること
5. 審理手続を充実させること
6. 国税審判官の任用に関する基準を策定すること
7. 行政庁の不作为について、一定の処分をすることを求める制度を設けること
8. 国税不服審判所への審査請求前置は維持すること

これらの項目の多くが今回の総務省案のなかに取込まれ、3月24日（予定）の閣議決定を受け法案上程されることになる。ここに至るまでに、昨年3月のヒアリング、5月のパブリックコメントへの意見表明、及び6月以降の意見と情報交換があったこと、それを支えた税理士会と税政連の連携と地道な活動を続けてきた成果がまた一つ増えることになる。

いま、税理士会を取巻く環境は大きく変わりつつあることを全会員と共に共有しなければならない。まさに日税政が掲げてきた「陳情から参画へ」が行政と国会において認知され定着しつつある。

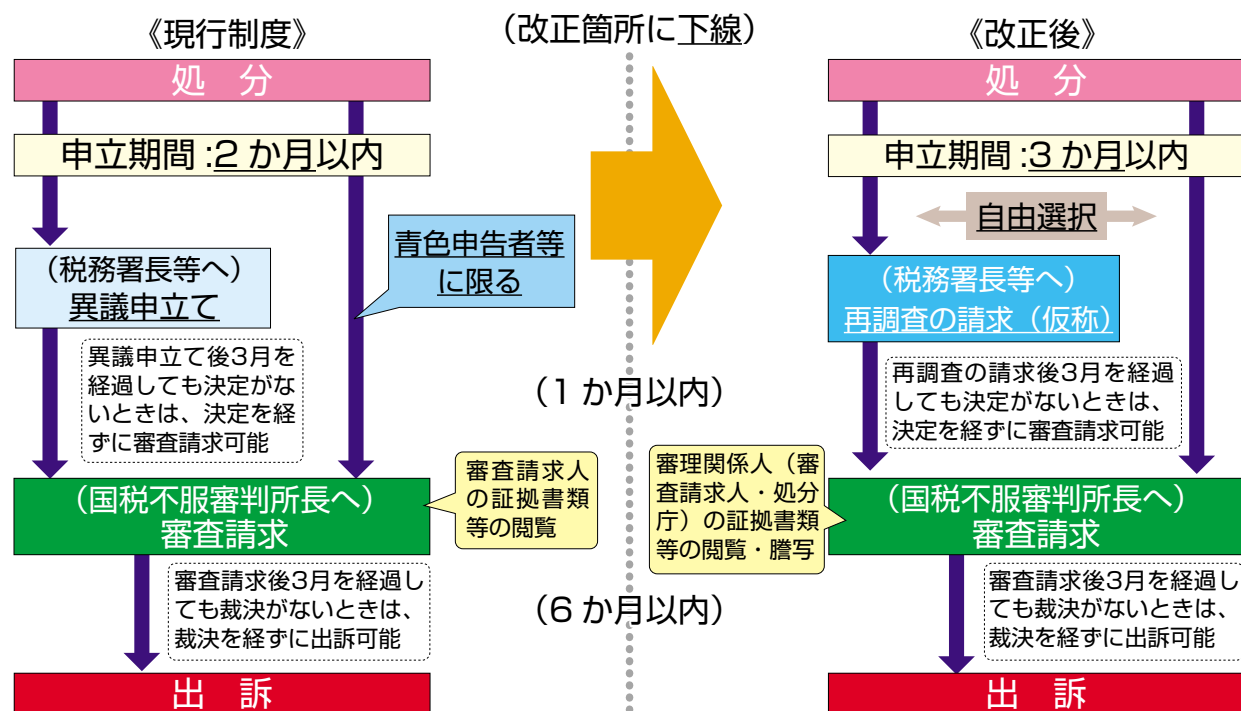
参画こそは民主主義の基本である。

目次

焦点	1
行政不服審査法改正	2
支部長・後援会会長連絡会議を開催	3
支部連ニュース	4

後援会ニュース	4
かんさいすずめ	6
銀河系	6
第2回川柳・書道コンテストのご案内	7

国税不服申立制度の見直し（イメージ）



今国会において審議されることとなる行政不服審査法改正関連3法案の内容は、本会がこれまで表明してきた意見に概ね沿うものであり、納税者の権利利益の救済に資するものと考えます。

日本税理士会連合会・日本税理士政治連盟

支部長・後援会会長連絡会議を開催

1月27日に近畿税理士会館において「支部長・後援会会長連絡会議」を開催した。

本部正副会長、同正副幹事長、支部連会長、支部長、後援会会長、総勢116人が出席し、来賓（講師）として南条吉雄日税政後援会対策委員長が臨席した。

会議は2部構成で、第1部は後援会会長連絡会議として後援会会長・支部連会長を対象に南条委員長から「後援会活動のあり方」についての研修および意見交換が行われた。後援会活動は税理士制度の維持発展に必要不可欠なものであり、その役割の重要性を再認識することが必要であること、後援会の結成状況、後援会に対するアンケート結果、後援会が抱える課題、登録政治資金監査人の寄付の問題などが報告された。

続く第2部では、支部長も参加して、井戸本



泰次幹事長及び本部7委員会の各委員長から、本部の活動報告のほか、組織及び活動の活性化、会費収納率の向上策、確定申告期の税務相談会場の視察、登録政治資金監査人について報告され意見交換を行った。

税理士法改正を目前に控え、後援会と本部、支部が有効に連携し、組織活動を強化していくことを改めて確認し盛会裏に閉会した。

支部連ニュース

大阪府第1支部連 新春国政報告会



柳本卓治議員

大阪府第1支部連の新春国政報告会が1月31日に大成閣で開催された。



左藤章議員

来賓として、柳本卓治参議院議員、左藤章衆議院議員、杉久武参議院議員、尾立源幸参議院議員、佐藤茂樹衆議院議員、井戸本泰次近税政幹事長、田達満近税政副幹事長、桑野秀朗近税政副幹事長、中野雅司柳本卓治後援会会長、鮎川純利左藤章後援会会長が出席した。



杉久武議員



尾立源幸議員

大阪府第1支部連として、初めての新春国政報告会であったが120人を超える会員の出席があり、外園善弘第1支部連会長の熱い思いが感じられた。外園会長は「後援会活動は非常に重要である。国会議員と直接話が出来るのも後援会であり、税政連活動は人海戦術である」とあいさつした。また国会会期中にもかかわらず、5人の議員が出席し、柳本議員は「税理士と歩調を合わせて政治をする」、左藤議員は「国民から見た税理士の立場を分かりやすくする」、杉議員は「税理士・公認会計士の経験を生かし会計の専門家として国の決算の透明化をめざす」、尾立議員は「野党ではあるが、しっかり勉強して税理士法改正には賛成したい。財政金融の事で税理士とタッグを組みたい」、佐藤議員は「政治の世界でも会計税務のことが分かるものが少ない。消費税の増税は社会保障の安定と充実をはかるためのものである」とそれぞれ述べた。



佐藤茂樹議員

引き続き、吉栖照美副会長の乾杯の発声とともに懇親会が行われ、盛会裏の内に散会となった。

(生野支部 小川由美子)

後援会ニュース

とかしきなおみ後援会

1月24日、税理士によるとかしきなおみ後援会の第6回定期大会がサニーストンホテルにおいて開催された。

来賓として、とかしきなおみ衆議院議員、近税政から雪松弘副会長、松尾康弘大阪府第3支部連会長、上西通氏吹田支部長が出席した。



司会の九鬼章泰後援会幹事長が開会を宣言し、最初に、東秀夫後援会長から「安倍総理の政治活動を補佐するとかしき議員に対する応援と、国会での税理士法改正の成立のため議員を支援し、さらに吹田支部における後援会の拡充をめざす」とあいさつがあった。

その後、議長に選出された東後援会長により議事が進められ、第1号議案、第2号議案とも満場一致で可決承認された。

次に来賓として雪松副会長から「これからも、とかしきなおみ後援会の活動に期待する」旨のあいさつがあり、平山直樹幹事のあいさつをもって定期大会は閉会した。

引き続き行われた懇親会では、とかしき議員からあいさつがあり「安倍総理の施政方針演説にある経済の好循環を実現するためにも、自民党副幹事長として助力していく。そして予防医療にとりくみ『循環器病を減らす街』として地域医療活動を推し進める。税理士法改正にむけても助力する」等を述べた。

(吹田支部 石井碧八)

渡海紀三朗後援会

税理士による渡海紀三朗後援会定期総会が、1月25日、加古川プラザホテルにおいて開催された。来賓として、渡海紀三朗衆議院議員、河田秀雄近税政副会長が出席した。



三村浩之幹事長の司会により開会し、来賓の紹介の後、有村昌紀後援会長から、多数の会員参加のもと定期総会が開催できたことの感謝と、税政連の根幹でもある後援会の活動を活発に行きたいとの決意表明があった。

平成25年度収支決算報告に続き、役員改選が行われ、後援会長は有村昌紀会長が留任、3人の副会長留任と新たに坂下雅一副会長が加わり、新幹事長に澤木俊昌会員が選任された。

来賓の河田近税政副会長からあいさつがあり、一同心新たに渡海議員の後援会として活発な活動を誓った。

総会後の懇談会では、渡海議員から平成26年度税制改正大綱の「税理士制度の見直し」の話と、「税理士法改正法案」は予算関連法案の成立後に審議・成立の筋書きではないかという話があった。また、自民党の党・政治制度改革実行本部長としての活動状況の報告があった。

懇親会は藤原千明副会長の乾杯で始まり、議員はアベノミクス効果、社会保障制度改革プログラム、世界の情勢、学校教育の改革等を語った。会員の質問にも丁寧に回答され、終始和やかななかで親しく懇談を行い、水埜安寛副会長の閉会のあいさつで盛会の内に終了した。

(後援会寄稿)

奥野しんすけ後援会

日時 平成26年2月1日(土)

場所 割烹ふたがみ(奈良県大和高田市)

来賓 奥野しんすけ衆議院議員(懇談会より)

大村恵美子 近税政副会長

山本眞市 近税政奈良県支部連会長

辻井賢博後援会長が議長となり、役員改選を含む全議案が可決承認された。役員は全員留任した。また次回以降の定期大会は、税制改正の建議書がまとまる8月頃に行うこととなった。



●大村近税政副会長 あいさつ

与党税制改正大綱に税理士法改正が明記された。法案成立に向けて、法務副大臣である奥野議員に大いに期待する。

●山本近税政奈良県支部連会長 あいさつ

日頃の税政連活動への協力に感謝している。奈良県支部連が後援または推薦している4人の国会議員からいただいた国政報告を掲載した支部連発行の「税政連だより」をまもなく発刊するので、是非ご一読いただきたい。

●奥野しんすけ衆議院議員 あいさつ

法務副大臣として安倍首相をしっかりと支えて、アベノミクスの第三の矢、成長戦略を推進していきたい。税理士法改正については、公認会計士と一定の合意をしたので、今後の法案成立に尽力したい。

婚外子の相続分についての最高裁判決など、最近日本の一般的な考えと少しずれた判決が増えてきたことに、これでいいのかという危惧を感じている。(葛城支部 吉田廣彰)

租税教育の充実には、地方議員との連携を！



大東市の夜間議会（平成25年9月20日）において、中村ゆう子議員（大東市議会議員）が大東市教育委員会と総務部に対して「租税教育の充実」と「税の広報のあり方」について一般質問をした。具体的には、学校現場での租税教育のさらなる実施や普及、出前授業の租税教室を積極的に展開している学校を基準として市内全小学校に広げてはどうかなどの質問であった。また、市民まつりなどのイベントを通じての広報や啓発、さらには広報に関する現状と今後の取り組みについて質問をした。大東市側は、租税教育の検証とさらなる推進、そしてわかりやすいリーフレットの作成などを約束した。その後、この議会質問を機会に、大東市教育委員会は、市内の公立中学校・小学校の全校に租税教育をできないか、門真税務署管内租税教育推進協議会に相談して、現在、実施方法を検討しているという。

平成26年度税制改正大綱（平成25年12月24日閣議決定）では、税理士に対する信頼を図る観点から“租税教育への取組の推進”が明記された。租税教育の充実でいえば、地方議員との連携が必要な時期に入ったのではないかと考える。従来通り、租推協や税理士会から租税教育の重要性を訴えていくことは大切である。しかし、税理士会のアプローチを間違えると“業界エゴ”ととられかねない。近税政は、一部の地方議員を除き国会議員を中心に政治活動を行ってきた。今後は、地方議員とも連携し、地方議会で積極的に働きかけることが大切である。そうすれば租税教育は大きな飛躍を遂げ、また税理士への信頼も地域の方々に深まるであろう。“近税政の新たな役割と使命”に期待を膨らましている今日この頃である。（門真支部 大志万泰範）

近税政本部のうごき

○正副幹事長会議（書面審議）（2月17日）

- ・「税理士による石田真敏後援会」を支援後援会に認定することについて

会 費 納 入 は

□ 座 振 替 で

申し込みは事務局(06-6944-9040)まで

最新情報はホームページにアクセス！

近 税 政

検 索

または <http://kinzeisei.jp/> へ

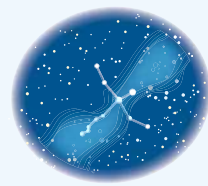
会員専用ページのパスワードのお問い合わせは事務局まで

表紙題字：「第1回川柳・書道コンテスト」

書道テーマ部門 最優秀会長賞作品

（作＝藤原洋子 福知山支部）

銀河系



東京都知事選は自公政権与党が勝利を勝ち取っ

た。中央政権の重要な争点・方向をも決める重大な選択でもあった。次の大阪市長選は特定の地方の住民の選択肢だけの問題ではない。最終的には国の道州制を見据えた議論を頭に入れなければならない。従来の地方の首長選では考えられないことである。

これからは国民一人一人が重大な決定をしなければならない時が来ると思われる。我々税理士もしっかり国民のためになる争点かどうかを見極めて税制改正等を判断し、意見を表明しなければならない。税理士こそが国民の真の味方であると期待され、税制改正は税理士だからこそできることを認識しなければならない。その第一歩が税政連への応援と意見表明と会費の納入であることをお忘れなく。

（奈良支部 黒田有紀）

広報委員会からのお知らせ

第2回『川柳』・『書道』コンテスト

のご案内

平素は近畿税理士政治連盟へのご理解とご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて本年度も、近畿税政連の広報活動の一環として、会員の皆様に当連盟に慣れ親しんで頂くために、『第2回『川柳』『書道』コンテスト』を開催させて頂くことになりました。

下記の要領で募集いたしますので、どうぞお気軽にご応募ください。

応募
要領

①川柳コンテスト

②書道コンテスト／テーマ部門 題字 「近畿税政連」 「焦点」

③書道コンテスト／自由部門 題字自由

応募作品…近畿税理士政治連盟を盛り上げるような作品をお待ちしております。

応募期間…平成26年4月1日(火)～6月20日(金)必着

応募資格…近畿税理士会員に限ります。

応募点数…各部門3点まで(ただし、入賞は各部門1人1点)

応募規定…■応募作品は制作から1年以内のものに限定します。

■過去に応募されたことのある作品は対象外とします。

■書道コンテストの作品サイズ

☐書道コンテスト テーマ部門

「近畿税政連」:半切・ハツ切(左から横書き)

「焦点」:半紙(左から横書き・縦書き)

☐書道コンテスト 自由部門

半紙・半切・ハツ切

応募方法…作品に次のものを記入した応募票(形式自由)を貼付して応募してください。

①応募部門、②支部名、③登録番号、④氏名、⑤制作年月日

⑥作品に対するコメントや説明(100字以内)

参加費用…無料

審査員…外部の審査員を予定しております。

表彰式…9月中旬。入賞者は機関紙に掲載いたします。

(各部門)最優秀会長賞・優秀賞・入選

応募先

〒540-0012 大阪市中央区谷町1丁目5番4号 近畿税理士会館5階
近畿税理士政治連盟 広報委員会 行

■作品の著作権は近畿税理士政治連盟に帰属し、機関紙への掲載等広報活動に利用させていただきます。